

# 福祉用具専門相談員研究大会 の開催意義と今後の展望

～専門性の追求と自己研鑽の象徴の場として～

岩元 文雄

一般社団法人  
全国福祉用具専門相談員協会  
理事長  
http://www.zfssk.com/  
株式会社カクイクスウィング  
代表取締役社長  
https://www.kakuix-wing.com/

## はじめに

介護保険制度は、来る令和2（2020）年4月で施行20年の節目を迎えます。施行以前の介護サービス提供の多くは、措置制度のもと行政によって定められ、利用者は決められたサービスしか受けられなかった時代でした。介護保険制度においては、ケアマネジメントのもと、利用者の自己決定と選択によって、自分に合った介護サービスを選び、利用することができるようになりました。

福祉用具もまた、介護保険制度の居宅サービスの一つとして位置づけられ、20年の時を経る中で、平成18（2006）年の軽度者への利用適正化にともなう制度改正の影響下を除き、福祉用具

貸与の受給者数は年々広がりを見せて、平成30（2018）年9月期において、居宅介護支援に次ぐ約216万人が利用しています（図1）。一方、介護保険サービス総費用に占める割合は約3%と受給者数の多さに比べ、費用は抑えられ、低コストで多くの利用者が必要とされる介護サービスとして定着している現状をご承知おきください（図2）。

## 福祉用具サービスの 変遷

介護保険制度下の福祉用具サービスの歴史は、現場における担い手である福祉用具専門相談員並びに福祉用具事業者が、業界内外からの「求められている専門性とは何か」、「福祉用具による自立支援とは何か」という問いかけに対して、あるときは制度改正によって、あるときは自らの自浄作用により、介護保険制度に対して答えを出し

てきた変遷と言っても過言ではありません。

その変遷を振り返りますと、平成16（2004）年6月に厚生労働省より示された「介護保険における福祉用具の選定の判断基準（以下、福祉用具ガイドライン）」には、「介護保険の福祉用具の利用状況をみると、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一

介護予防・居宅介護サービス受給者数（要支援1～要介護5）

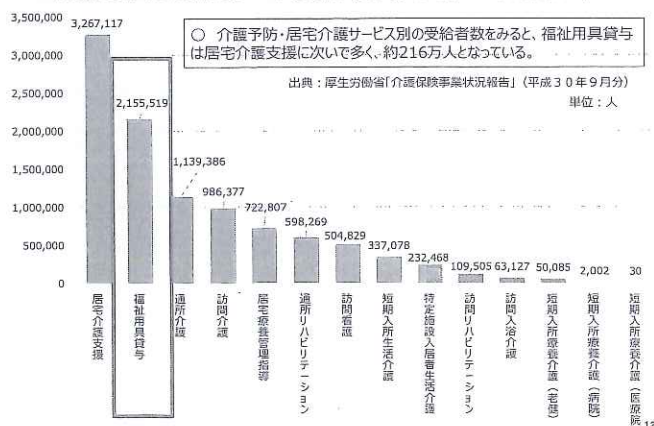


図1 介護予防・居宅介護サービス受給者数

福祉介護 TECHNO プラス